

レンタル約款

お客様（以下甲という）と株式会社システムトークス（以下乙という）との間のレンタル約款について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。レンタル物件ご利用の際には、約款の条項をご了承いただくものとします。本レンタル約款は、2014年12月1日以降に締結されるレンタル約款について適用されます

第1条（レンタル物件）

1. 乙は甲に申込書記載のレンタル物件（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は申込書記載のとおりとし、1週間となり、乙が甲に物件を引き渡した翌々日から開始され、乙が甲に返送する前日までとします。
2. 予約日数より延長変更不可。レンタル期間終了後もお客様からのご返却がない場合、お客様に通知のうえ保証金を回収させていただく場合がございます。

第3条（レンタル料と保証金）

甲は乙に対して申込書記載のレンタル料と保証金を申込書記載の支払方法によって支払います。

第4条（物件の引き渡し）

乙は物件を甲の指定する日本国内において引き渡し、発送の際の送料は乙負担します。返送される際の送料は甲負担します。

第5条（担保責任）

1. 乙は甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して物件の引渡日後1日以内物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責任によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理または取替えます。この場合には、乙は物件使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。
4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第6条（物件の保管、使用、維持）

1. 甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱い、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。
2. 甲は、乙の事前の承諾なくして物件の改造、加工等をしないこと。

3. 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡、または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。
5. 物件に貼付された標識、ラベルなどを剥いだり、汚損しません。

第 7 条 (物件の使用地域)

甲の物件使用地域は日本国内のみ。

第 8 条 (物件本来の目的以外使用禁止)

お客様は物件の取扱説明書に従ってご利用ください。本来の目的と異なる不正な目的で利用する行為を行うことはできません。また、当該行為を誘引、助長または幫助する行為についても同様とします。

物件を分解、解析、変形、改造、修理、探究試験する行為一切も禁じています。

第 9 条 (物件の滅失、毀損)

1. 甲が自己の責による事項で物件を滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）、滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対して代替物件の購入代価、又は物件の修理代を支払います。
2. 前項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。

第 10 条 (甲よりの解約申し入れ)

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料の精算は、申込書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済レンタル料との差額を、物件の返還後甲に支払います。

第 11 条 (契約の解除)

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、レンタル料金と保証金を致します。

- (1) 甲が支払を停止したとき。
- (2) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (5) 第 12 条第 1 項、第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 12 条 1 項の規定に基づく表

明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき。

(6) その他本契約の各条項に一つでも違反したとき。

第 12 条 (物件の返還)

1. この契約が期間満了により終了しましたは前条の規定によって契約が解除されたときは、乙の指定する場所へ物件を返還します。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず(滅失を含む)、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して損害賠償として第 9 条により金額を支払います。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、延長料金を徴収します。

第 13 条 (注文確定後のキャンセル料)

甲は乙に注文確定後のキャンセル料金について、発送日当日及び発送済みの場合、往復送料を支払います。

第 14 条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。
2. 前項の場合、乙は甲に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除することができる。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. 貸借人は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの(以下これらを暴力団員等言う)
 - ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③ 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係にある者。
 - ③ 暴力団員等への資金など提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者

第 16 条 (合意管轄)

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とします。